

介護保険のお知らせ

11月11日(いい日いい日)は「介護の日」です。高齢社会となり、介護が必要な高齢者が増加して行く中で、多くの方に介護を身近なものとして捉えていただき、それぞれの立場で介護についての理解と認識を深め、地域における支え合いを促進するため、皆さんに介護保険制度についてお知らせします。

■介護保険制度とは

この制度は、40歳以上の市民が被保険者となり介護保険料を納め、老後の不安要因である介護を、社会全体で支えあうために作られた制度です。

■介護サービスを利用できる方は

65歳以上の「第1号被保険者」と、40～64歳の「第2号被保険者」の特定疾病の方で、介護が必要と認定された方です。

■介護サービスの利用手続きは

- ①要介護認定申請をします(介護サービスが必要になったら申請をしてください)。
- ②介護認定調査員(市の職員)が訪問して、心身の状態などについて調査します。
- ③主治医に心身の状態について意見書を作成してもらいます(原則市が手続きをします)。
- ④介護認定審査会で介護の必要性や程度(介護に係る手間)について審査・判定を行います。
- ⑤介護認定審査結果を通知します(要介護認定区分は、要支援1～2・要介護1～5の7段階です)。
- ⑥要介護1～5と認定された方で、居宅でのサービスを希望の場合は、居宅介護支援事業者に介護サービス計画(ケアプラン)の依頼をし、介護サービスを利用します。
- ⑦要介護1～5と認定された方で、施設サービスを利用するときは直接施設に申し込むことができます。
- ⑧要支援1・2と認定された方は、地域包括支援センターに介護予防ケアプランの依頼をします。
- ⑨非該当となった方は、地域包括支援センターへ相談をしてみましょう。
- ⑩すでに認定を受けている方で、心身の状態が

変化した場合は、状態を見直す区分変更申請をすることができます。

■利用できるサービスは

〈在宅サービス(給付額の限度あり)〉

- ・訪問介護(ホームヘルプ)・訪問入浴介護・訪問リハビリテーション・訪問看護・居宅療養管理指導・通所介護(デイサービス)・通所リハビリテーション(デイケア)・福祉用具貸与・特定福祉用具販売・住宅改修費支給・短期入所生活介護/療養介護(ショートステイ)・特定施設入居者生活介護・居宅介護支援

〈施設サービス〉

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)・介護老人保健施設(老人保健施設)・介護療養型医療施設(療養病床等)

〈地域密着型サービス〉

- ・認知症対応型通所介護・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)等

■利用者の負担は

原則、かかった費用の割合負担です。

■利用者の負担軽減制度は

- ①高額介護サービス費…利用者負担額が高額となり、一定額を超えた分について払い戻されます。
- ②高額医療合算介護サービス費…医療保険及び介護保険の両制度における自己負担額が一定額を超えた分について払い戻されます。
- ③特定入所者介護サービス費…低所得の方が施設サービスを利用する場合、食費・居住費について補給付されます。
- ④生計困難者等に対する利用者負担軽減…介護サービス事業者が低所得の方の利用者負担を軽減する制度です。
- ⑤障害者ホームヘルプサービス利用者に対する助成事業…制度改正による利用者負担を軽減する制度です。
- ⑥要介護旧措置者の経過措置…特別養護老人ホームの旧措置者で従前の利用者負担を上回らないよう負担額を軽減する制度です。

■介護サービス利用についての苦情

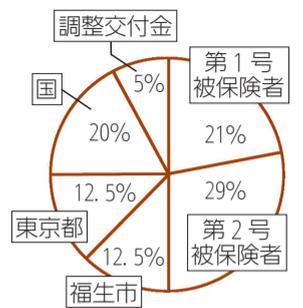
東京都国民健康保険団体連合会で受け付けます。が、まず市役所の介護福祉課にご相談ください。

■介護保険の相談

市役所の介護福祉課相談員が、介護保険の相談に応じています。

■介護保険給付に要する費用負担割合

(施設等給付費以外の給付費の負担割合の場合)



右図のとおり、介護給付に要する費用のうち、第1号被保険者が負担する割合は21%、第2号被保険者は29%となっています。

■介護保険料は

①「第1号被保険者」

賦課基準日(4月1日)の第1号被保険者の所得・年金収入及びその世帯の市民税課税状況により、その年度分の保険料が決まります。所得段階別保険料の設定は、負担能力に応じて10段階に設定しています。

②「第2号被保険者」

加入している医療保険の算定方法に基づいて設定されます。

■介護保険料の納め方は

①「第1号被保険者」

年金定期支払いの際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。

※ただし次の方は納付書で納めていただきます。

- ・年金が一定額以下の方
- ・年齢が65歳になった方(一定期間)
- ・転入された方(一定期間)
- ・市民税の修正申告を行った方

②「第2号被保険者」

加入している医療保険者が保険料を徴収します。

■介護保険給付制限とは

介護保険料を滞納すると、要介護認定時に滞納期間に応じ給付制限が行われますので注意してください。

■このほか詳細は

「介護保険べんり帳」をご覧ください。

【問合せ】介護福祉課介護保険係 ☎ 551・1764

「近所で手を取り合って助け合い」町会・自治会に加入しましょう

発達に支援を要する幼児の養育懇談会を開催します

【日時】11月13日(火)午前10時～正午

【場所】都立あきる野学園(五日市線武蔵引田駅下車徒歩10分)

【対象】発達に支援が必要な幼児をお育ての保護者、幼稚園・保育園職員など

【内容】懇談会(障害のある子の子育て、放課後活動からグループホームまで)

【講師】鈴木操氏(小平市放課後活動NPO法人サポートクラブあすなろ代表) ※懇談会終了後学校をご案内します。(希望者)

【申込み】11月6日(火)(当日消印有効)までに、氏名・住所・電話番号・学校見学の有無を記入してはがき(〒197-0832 あきる野市上代123-1)またはファックス ☎ 558・0074 であきる野学園地域支援センターへ。

【問合せ】あきる野学園地域支援センター・小林 ☎ 558・0222

ネットワーク懇談会を開催します

市内で公益的な活動を行う団体との情報交換と交流の場です。市からの情報提供と市民活動団体の抱えている課題等話し合います。

【日時】11月20日(火)午後7時～

【場所】輝き市民サポートセンター

※会場準備の都合上、参加希望の方は11月16日(金)まで

犬の飼い主の方へ

犬を飼い始めた方、登録手続きのほか、年に一度の狂犬病予防接種を受けることが「狂犬病予防法」により義務付けられています。これらを行わないと、捕獲・抑留の対象や、20万円以下の罰金の対象になります。

今年度、すでに予防接種を受けていて手続きがお済みでない方は、動物病院で発行された「狂犬病予防接種済証明書」を持参のうえ、保健センターで「注射済票」の交付手続きをしてください。【手続きに必要な持ち物】

●狂犬病予防注射のお知らせはがき(登録手続きがまだの方には送られていませんので不要です。)

●済票交付手数料550円(新規登録の方は登録手数料3,000円が別途かかります。)

【問合せ】保健センター ☎ 552・0061

東京都基準地価格が発表されました

国土計画利用法に基づき、土地の取引が正常な価格で行われるように、東京都は毎年7月1日現在の基準地価格を公表しています。福生市内では8か所の基準地が設けられています。

【問合せ】東京都財産運用部評価測量課地価調査事務係 ☎ 03・5388・2736 ※東京都財務局ホームページ (<http://www.zaimu.metro.tokyo.jp/kijyunti/index.html>) から、都内のほかのエリアなどの検索も可能です。

●福生市内の基準地価格表(平成24年7月1日現在)(価格は1㎡あたり)

基準地の所在	価格(単位:円)	
	平成24年	平成23年
大字熊川字北853番18外	161,000	164,000
南田園一丁目9番22	139,000	141,000
加美平一丁目24番18	160,000	162,000
志茂132番2	164,000	165,000
大字熊川字武蔵野1414番56	144,000	146,000
大字福生字奈賀767番5外	321,000	328,000
志茂202番6	190,000	192,000
大字福生字武蔵野2477番7	125,000	126,000

【問合せ】協働推進課 ☎ 551・1590

都営住宅入居者募集

【対象住宅】①家族向・単身者向(一般募集住宅)

②定期使用住宅(若年ファミリー向・多子世帯向)

③若年ファミリー向 ※入居資格等は募集案内でご確認ください。

【申込書・募集案内の配布】【期間】11月9日(金)まで(日・祝日は除く)

【場所】市役所1階ロビー、市役所第一棟3階まちづくり計画課住宅グループ ※すべての募集の申込書等は募集期間中のみ東京都住宅供給公社のホームページ (<http://www.to-kousya.or.jp/>) からダウンロードすることができます。

【問合せ】まちづくり計画課住宅グループ ☎ 551・1961、東京都住宅供給公社(配布期間中) ☎ 03・70010810(配布期間以外) ☎ 03・3498・8894

【特別障害者手当等の振り込みのお知らせ】特別障害者手当、障害児福祉手当、経過措置の福祉手当を11月9日ごろに振り込みます。【問合せ】障害福祉課 ☎ 551・1742